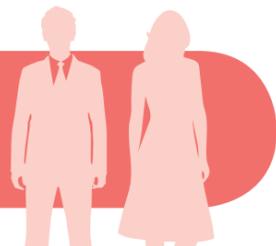


知って安心！ 国民年金保険料の免除・納付猶予制度



(表1)

平成28年度保険料(月額)	
全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	4,070円
半額免除の場合	8,130円
4分の1免除の場合	12,200円
免除を受けなかった場合	16,260円

* 下表2も参照ください。

国民年金は、国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。老後の生活や万一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合うことを目的としています。

失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される「**保険料免除制度**」が利用できます。

免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。

平成28年度の保険料額は左表1のとおりです。なお、免除の該当区分については、本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先で確認ください。

- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。
- 免除・猶予制度を利用した場合は、最大10年間のさかのぼって追納することができます。ただし、3年目から、当時の保険料に加算金が付きます。
- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。
- 一部免除の承認を受けても、残りの保険料を納付しないと、未納と同じ扱いになります。
- * 詳しくは、下表2を参照ください。

保険料が未納のままだと...

- 将来の老齢基礎年金が受給できなくなったり、受給できても金額が少なくなる場合があります。
- 障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、年金を受け取ることができなくなる場合があります。
- * 本年7月から、対象者が50歳未満まで拡充されます。

国民年金の免除・納付猶予制度

大きく分けて3つの制度があり、対象者は次のとおりです。

- ① 学生納付特例制度
- ② 全額免除・一部納付(免除)制度
- ③ 納付猶予制度

(表2)

	老齢基礎年金の資格期間として	老齢基礎年金額の計算は	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときの追納期間
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
4分の3免除		5/8として計算		10年以内なら、一部免除部分を追納できます
半額免除		3/4として計算		10年以内なら追納できます
4分の1免除		7/8として計算	2年を過ぎると納付できません ※下記「後納制度」を継続中	
納付猶予		計算されません	ありません	
学生納付特例				
未納	認められません			

※平成30年9月30日までは、納め忘れの国民年金保険料を、5年間さかのぼって納付できる「**後納制度**」が利用できます。後納保険料の納付には事前に申し込みが必要です。最寄りの年金事務所に問い合わせください。

【免除などの申請期間】=平成28年度分

7月1日～平成29年6月末日

* 学生納付特例は、4月1日～平成29年3月末日

【免除などの申請に必要なもの】=

▶ 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳、身分証(運転免許証など)

▶ 学生の方は、学生証の写し、または在学証明書(原本)

▶ 平成27年3月31日以降に離職した方は、離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し

▶ 本年1月1日以降に本市に転入した方は、前住所地での所得証明書



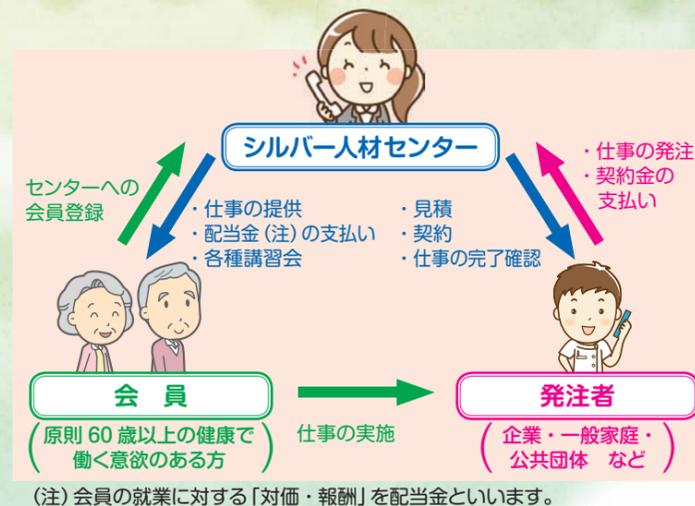
保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時から2年1カ月前までの期間)も、さかのぼって免除の申請ができます。

【受付窓口・問合先】=

▶ 本庁保険年金課国民年金G(内線2821)または各支所地域振興課市民生活G(鹿島支所は市民福祉G)

▶ 川内年金事務所

TEL (22) 5276



シルバー人材センターとは

健康で働く意欲のある高齢者が、生きがいの充実と健康の増進を図るとともに、豊かな知識、経験、技能を生かし、地域社会に貢献することを目的とした団体です。

同センターでは、高齢者に適した臨時的就業の機会や一定の軽易な仕事を引き受けています。(下図参照)

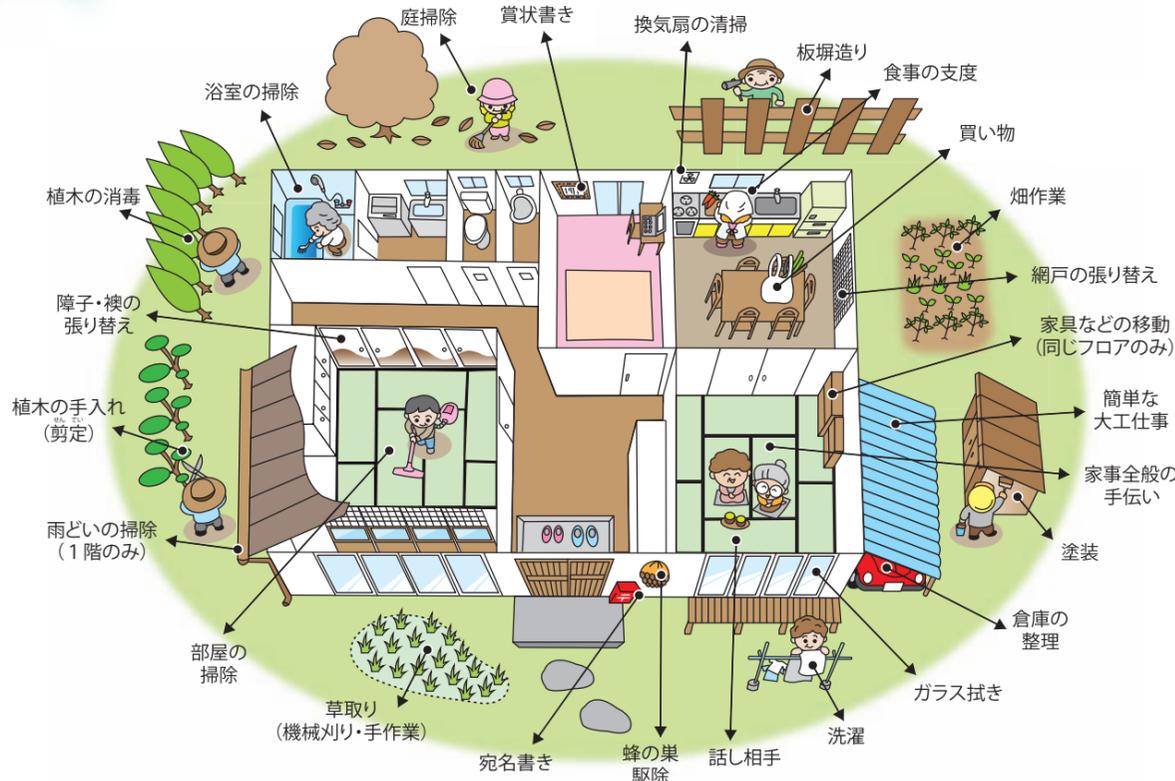
■ 会員募集

薩摩川内市市民であり、原則60歳以上の働く意欲のある方なら、どなたでも会員になります。希望される方は、同センターにお問い合わせください。

* 年会費1500円が必要です。

シルバー人材センターをご利用ください

こんな仕事を引き受けています



【問合先 薩摩川内市シルバー人材センター・市役所】

- 本所 百次町1090番地1 TEL (20) 5819 FAX (20) 6064 (担当地域=川内・樋脇・東郷)
- 東支所 入来町副田6029番地1 TEL (44) 3780 FAX (44) 3770 (担当地域=入来・祁答院)
- 上甕支所 上甕町中甕481番地1 TEL (2) 1185
- 下甕支所 下甕町手打955番地3 TEL (5) 1510
- 市役所 本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ TEL (23) 5111 (内線 2673・2674)